

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、長野県の東部に位置し、西は北八ヶ岳から東は妙義荒船国定公園の山々に抱かれた、南北に千曲川が貫流する総人口 10,000 人ほどの町である。

第 1 期佐久穂町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）によると、町内約半数の地区で、2050 年までに人口が半減するペースで人口減少が進むとされており、第 2 期佐久穂町人口ビジョン（令和 2 年 1 月）により整理された人口動向では第 1 期人口ビジョンで設定した目標人口との乖離が拡大し、当初の推計値を下回って推移しているとされた。これにより、人口減少に伴う地域経済の縮小や行政サービスの低下などが懸念されている。就業人口は概ね 5,000 人、割合は 50%程であるが、隣接する佐久市をはじめ町外に就学・就労している者が多いのが実情である。また、産業別就業人口は 2000 年から減少傾向にあり、2010 年までの 10 年間で、第 3 次産業は横ばいであるものの、第 1 次産業と第 2 次産業は約 3 割減となっている。

産業別就業人口の構成は、第 1 次産業は高齢化が進みつつも 20～30 代の就業者（新規就農等）がいるという状況、第 2 次産業は生産年齢の雇用を吸収しているものの男性中高年層に偏りがあるという状況、第 3 次産業は他と比して若い世代と女性の雇用の受け皿となっているという状況である。町内には、約 530 の事業所があり、従業員数の合計はおよそ 2,800 人、業種別事業所数では建設業者、卸売業・小売業者、製造業者の順に多い。小規模な事業所が多いが、従業員数では製造業、卸売業・小売業者、建設業の順となり、これらの産業が仕事・雇用の中心となっていることが推測できる。

また、雇用情勢では、佐久地域の月間有効求人倍率は 1.38 倍（令和 6 年 12 月）となっており、前年同月を下回っているが、パートに限ると前年同月を上回っている。また、求人内容の内訳では、卸売業・小売業、医療・福祉等が前年同月を上回っており、以前として労働力の確保が課題となっている。

このように、小規模ながら各産業・業種が町内の産業の基盤となっている中で、生産性向上と労働力の確保が中長期的な課題であり、特に製造業をはじめとする中小企業支援に注力する必要性が増している。将来の事業継続のための人材確保を課題に挙げている事業者もあり、人材や設備への投資を促し、町内経済全体の底上げが必要である。

(2) 目標

当町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、先端設備等導入計画を、導入促進基本計画の計画期間内で 3 件以上認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業における先端設備等の導入を促進させ、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）を年平均3%以上の向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は、先端設備等導入計画の対象となる設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、売電等を目的としない自社で使用するための設備のみ許可する。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町は、中小企業が町内各所に立地していることから町内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の全産業で生産性の向上の必要性和労働力不足を課題として抱えているため、対象となる業種・事業は全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は佐久穂町の導入促進基本計画を国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・町税を滞納している者は、対象としない。
- ・人員削減を目的とした先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する組織や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・雇用の安定に配慮すること。